

小規模多機能型居宅介護重要事項説明書

(緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応も含む)

<令和 年 月 日現在>

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 024-556-0555 (午前9時～午後5時まで)

担当 介護支援専門員 半澤 健一

* ご不明な点は遠慮なくおたずねください。

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの概要

事業所名称	小規模多機能型居宅介護事業所 笹谷サポートセンター よりあい
所在地	福島市笹谷字鍛冶屋敷 17-1
介護保険事業所番号	地域密着型小規模多機能型居宅介護 (0790100101号)
サービス提供の地域	主に笹谷地域 その他においては当事業所 2.0 km範囲とする

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名		事業所業務の統括	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		居宅サービス計画作成	1名
介護・看護職員	看護職	1名 以上		健康管理	1名 以上
	介護職	9名 以上		日常生活の介助・援助	9名 以上

(3) サービス内容

① 居宅介護支援

利用者の意向を踏まえた上で、一人ひとりに合わせた個別の介護計画を作成いたします

② 食事

栄養並びに利用者の身体状況、嗜好を考慮した献立を提供します。できる限り、利用者の生活リズムに合わせた時間・様式で召し上がっていただきます。

③ 入浴

通いの回数、利用人数により変動はありますが、ご本人さんのご希望にて入浴していただきます。ただし、状態に応じて清拭となる場合があります。

④ 介護

その人らしく自立的な日常生活を営むことができるよう支援し、居宅サービス計画にそって下記の介護を提供いたします。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位交換、訪問による安否確認、見守り、移動の付き添い、その他日常生活上の適切な支援

⑤ 機能訓練

利用者の心身等の状況に応じて日常生活に即した機能訓練を取り入れます。

⑥ 生活相談

介護支援専門員が、日常生活に関する相談をお受けいたします。

⑦ 健康管理

看護職員、介護職員等による健康管理、利用者の心身の状況について医療的な面（看護師）での援助を行います。

⑧ 特別食の提供

通常のメニューの他、その方の口腔機能・嚥下機能等に応じた形態の食事を提供いたします。

⑨ 送迎

ご家族による事業所への送迎が困難な方に対し、送迎車両でご自宅と事業所間の送迎を行ないます。

⑩ 介護保険手続きの支援

利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、必要な助言等を行ないます。

⑪ レクリエーション等

当事業所では、年間を通じて季節の行事や地域との交流を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもございますが、その際は事前にご連絡いたします。

3. 営業日及び営業時間・利用定員・利用料金

(1) 営業日及び営業時間

①営業日 : 年中無休とする。

②営業時間

< 1 > 通いサービス 開始時間 7:00 終了時間 20:15

< 2 > 宿泊サービス 開始時間 20:15 終了時間 7:00

< 3 > 訪問サービス 24時間

*緊急時及び必要時においては柔軟に、通い・訪問・宿泊サービスを提供する。

(2) 利用定員

①当事業所における登録定員は29人とする。

②1日に通いサービスを提供する定員は15人とする。

③1日に宿泊サービスを提供する定員は7人とする。

(3) 基本料金

① サービス利用料（介護保険一割負担）

	ひと月当たりの利用料金		
	1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	3,450円	6,900円	10,350円
要支援 2	6,972円	13,944円	20,916円
要介護度 1	10,458円	20,916円	31,374円
要介護度 2	15,370円	30,740円	46,110円

要介護度3	22,359円	44,718円	67,077円
要介護度4	24,677円	49,354円	74,031円
要介護度5	27,209円	54,418円	81,627円

② 食事に関する費用

朝食 360円、昼食 618円 (おやつ代含む)、夕食 567円 (食材料費+調理費相当)

③ 宿泊に関する費用 (滞在費、光熱水費)

1泊 2,060円

(4) 加算

<1> 初期加算

- ・ 1日30円 利用しはじめの30日間のみ算定 (30円/日×30日を上限=900円を上限)

<2> 認知症高齢者等への対応や常勤の看護職員配置に対する評価

- ・ 認知症加算 (I) ⇒ 1月当たりの自己負担 (該当者のみ)

1割	2割	3割
920円	1,840円	2,760円

- ・ 認知症加算 (II) ⇒ 1月当たりの自己負担 (該当者のみ)

1割	2割	3割
890円	1,780円	2,670円

認知症ケアに関する専門研修を修了した者を配置し認知症ケアの指導・研修等を実施
介護を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)

- ・ 認知症加算 (III) ⇒ 1月当たりの自己負担 (該当者のみ)

1割	2割	3割
760円	1,520円	2,280円

日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)

- ・ 認知症加算 (IV) ⇒ 1月当たりの自己負担 (該当者のみ)

1割	2割	3割
460円	920円	1,380円

要介護2に該当し、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、周囲のものによる注意を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅱ)

<3> 看護職員の配置要件、他の訪問看護事業所等との連携

- ・ 看護職員配置加算 (I) ⇒ 常勤かつ専従の看護師を1名以上配置している場合

1割	2割	3割
900円	1,800円	2,700円

- ・ 看護職員配置加算(Ⅱ) ⇒常勤かつ専従の准看護師を1名配置している場合

1割	2割	3割
700 円	1,400 円	2,100 円

- ・ 看護職員配置加算(Ⅲ) ⇒看護職員を常勤換算法で1名以上配置している

1割	2割	3割
480 円	960 円	1,440 円

<4>サービス提供強化加算

○所定の研修等を実施しており、且つ次の要件に該当すること。

- I (1月当たり自己負担 750円)⇒介護福祉士が70%以上配置されている、または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されている場合

1割	2割	3割
750 円	1,500 円	2,250 円

- II (1月当たり自己負担 640円)⇒介護福祉士が50%以上配置されている。

1割	2割	3割
640 円	1,280 円	1,920 円

- III (1月当たり自己負担 350円)⇒介護福祉士が40%以上配置されている、または常勤職員が60%以上配置されている、または勤続7年以上の者が30%以上配置されている場合

1割	2割	3割
350 円	700 円	1,050 円

※ 上記3項目のいずれか1つのみ算定

<5>介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化

○介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う

加算	単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の14.9%を加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の14.6%を加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の13.4%を加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の10.6%を加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	現行の3加算の取得状況に基づく加算率

<6>訪問サービスの機能強化 ⇒ 1月当たり自己負担 1,000 円

- ・ 訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置している。
- ・ 訪問サービスの算定月における提供回数について、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が1月あたり延べ200回以上である。

1割	2割	3割
1,000 円	2,000 円	3,000 円

<7>総合マネジメント体制強化加算⇒ 1月当たり自己負担 1,200 円

- 日々変化し得る利用者の状態を確認しつつ、一体的なサービスを随時・適切に提供するために、利用者の生活全般に着目し、日ごろから主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意思疎通等を図り、適切に連携するための体制構築に取り組むなどの積極的な体制整備について評価を行う。

1割	2割	3割
1,200 円	2,400 円	3,600 円

<8>若年性認知症利用者受入加算 ⇒ 1月当たり自己負担 800 円

- 若年性認知症（65 歳未満で発症）の利用者を受け入れ、個別に担当スタッフを定めた上で、担当スタッフを中心に利用者の特性やその家族のニーズに応じたサービスを行う。

1割	2割	3割
800 円	1,600 円	2,400 円

<9>口腔・栄養スクリーニング加算

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）⇒1月当たり自己負担 20円（※6月に1回を限度）

- 介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を、利用者を担当する介護支援専門員に提供していること（※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可）

1割	2割	3割
20円	40円	60円

<10>生活機能向上連携加算

生活機能向上連携加算（Ⅰ）⇒1月当たり自己負担 100 円

- 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに 限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。
- 理学療法士等や医師は、通所等のサービス提供の場又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行う。
- 3 か月に 1 回を上限とする。

1割	2割	3割
100 円	200 円	300 円

生活機能向上連携加算（Ⅱ）⇒1月当たり自己負担 200 円

- 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに 限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う。

1割	2割	3割
200円	400円	600円

< 1 1 > 科学的介護推進体制加算 ⇒1月当たり自己負担 40円

- ・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している。
- ・また必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、上記に規定する情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。

1割	2割	3割
40円	80円	120円

(5) 緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応

- ・小規模多機能型居宅介護の宿泊室に空床がある場合には、緊急をやむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用を可能とする。

(利用の開始に当たっては、あらかじめ7日以内【やむを得ない事情がある場合は14日以内】の利用期間を定める事。

	1割	2割	3割
要支援1	423円/日	846円/日	1,269円/日
要支援2	529円/日	1,058円/日	1,587円/日
要介護1	570円/日	1,140円/日	1,710円/日
要介護2	638円/日	1,276円/日	1,914円/日
要介護3	707円/日	1,414円/日	2,121円/日
要介護4	774円/日	1,548円/日	2,322円/日
要介護5	840円/日	1,680円/日	2,520円/日

* 緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対象加算は、サービス提供強化加算・介護職員処遇改善加算のみとなります。

(6) その他の料金

その他

おむつ代、洗濯代などは別途自己負担になります。

おむつ類は原則持ち込みしていただきますが、よりあいで購入の場合は下記の通りです。

▶ おむつ1枚 100円 尿とりパット1枚 30円

原則ご家族洗濯ですが、利用時の汚染等の場合はよりあいで洗濯いたします。

▶ 洗濯代 1回 101円 ※利用料金の支払方法

毎月、月末締め、翌月21日(土・日・祝日の場合は翌営業日)口座振替とします。

お支払いは、金融機関の口座からの自動引き落としとします。(現金支払いも相談にて可)

登録並びに解約についての手数料はかかりません。

4. 利用の手続き

(1) 利用手続き

まずは、電話等でお申し込みください。契約を締結した後、サービスの提供を開始いたします。

(2) 解約手続き

① 利用者のご都合で解約される場合

解約を希望する日の30日前までに文書でお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が他の介護保険事業所に入所した場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・ 利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、契約を解除させていただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・ 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書での通知及び十分に説明のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度登録を希望される場合は、お申し出下さい。
- ・ やむを得ない事情により、当事業所を閉鎖または縮小する場合は、契約を終了する場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・ サービス内容が、小規模多機能のケアの範囲を超えていると判断した場合は、ご家族と相談の上契約を解除させていただく場合がございます。
- ・ 利用者又は家族が、施設や施設職員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体的暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）、過剰な要求並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合、文書等で通知することにより、この契約を終了する場合がございます。

5. 当事業所のサービスの特徴等

<理念>

私たちは、人生を「楽しく、明るく、生きがいをもち」、その人らしく住み慣れた在宅で安心して生活ができるよう、地域の中のサポートセンターとしての役割を認識し、皆様のご要望に応えられるよう「小規模多機能型居宅介護事業所 笹谷サポートセンター よりあい」の運営に努めてまいります。私たちは

1. 人間性豊かな心で、利用者の立場になり介護に努めます。
2. 専門職員として、常に知識、技術の研鑽に励み、よりよい介護に努めます。
3. 潤いと安らぎの場となるよう美しい環境づくりに努めます。
4. 温かい土地柄を生かし、人々の交流とふれあいを大切にし、地域から愛される事業所運営に努めます。
5. 在宅において安心して暮らせるよう介護サービスに努めます。
6. 地域の方々が気軽に立ち寄れる地域交流センターの運営に努めます。

<事業目的>

利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るようにするとともに、利用者の居宅における生活ができる限り継続できることを目指す介護サービスを提供することを目的とします。

<運営方針>

当事業所は、利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者へのサービス提供計画に基づき、その居宅における生活の継続を念頭に置いて、利用前の居宅における生活と利用後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、サービスの拠点に通い、もしくは短期間宿泊しながら、またその居宅において家庭的な環境と地域住民との交流の下で、日常生活上のよりそい及び機能訓練等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した生活を営むことを目指します。

6. 緊急時の対応方法

利用者の容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族の方に速やかに連絡いたします。また、必要に応じ救急搬送をする等の必要な措置を行います。

7. 事故発生時の対応

- (1) 利用者へのサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
- (2) 当事業所がサービスの提供にともなって、当事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します（当事業所では全国社会福祉協議会の事業所の賠償責任保険に加入しております）。
- (3) 針刺し（血液・体液等の暴露）事故等のお願い
万が一、スタッフに利用者様の血液・体液等暴露（針刺し事故等）があり、利用者様の感染情報（C型肝炎など）が無い場合、その場で採血検査をさせていただくことに了承お願いいたします。尚、検査費用についてはこちらで負担させていただきます。

8. 個人情報の保護

- (1) 当事業所職員は、サービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 当事業所は、利用者から予め同意を得て、サービス担当者会議等において、個人情報等を用います。
- (3) 当事業所は、利用者の家族から予め同意を得て、サービス担当者会議等において、個人情報等を用います。
- (4) その他、個人情報に関することについては、「きらり健康生活協同組合個人情報保護に関する規定」により取り扱います。

9. 身体的拘束・虐待防止のための措置について

- (1) 利用者へのサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (2) 前項の身体的拘束等を行う場合には、その妥当性や代替方法がないかを十分に検討した上で、その内容について利用者又は家族から予め同意を得ます。また、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (3) 前項の身体的拘束等については、必要最小限にとどめるように常に観察・再検討し、拘束等の必要がな

なくなった場合には直ちに解除します。

- (4) 事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業員に周知徹底を図ること。
 - (5) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (6) 事業所において、介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
 - (7) 前6号に掲げる設置を適切に実施するために担当者を配置すること。
 - (8) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備。
 - (9) その他虐待防止のために必要な措置。
- ・ 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通達するものとする。

10. 非常災害対策

- ・ 災害時の対応： 利用者の安全を第一に、被害を最小限にとどめるよう努めます。
- ・ 防災設備： 火災報知器、消火器、スプリンクラーを配置
- ・ 防災訓練： 利用者年1回 ・ 職員年2回
- ・ 防火管理者： 紺野 大輔

11. 当事業所利用の際の留意事項

面会及び消灯時間	特に設定はありませんが、近隣の迷惑にならないようお願いします。
喫煙・飲酒	館内は禁煙とします。身体に支障のない程度の少量の飲酒は可能です。
火気の取り扱い	部屋での火気の取り扱いは禁止します。
備品の持ち込み	持ち込みは必要時申し出てくださいようお願いします。
貴重品管理	金品・貴重品は、滞在中は原則として事務所で預り、預り証を発行します。
その他	入居者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。その他、他利用者への迷惑行為は禁止します。

12. 協力医療機関

福島第一病院
上松川診療所

13. サービス内容に関する相談・苦情

サービスに関する利用者およびご家族からの相談・苦情に対し、迅速かつ適切に対応し、誠意をもって解決することに努めます。

①当事業所への利用者相談・苦情申し出（受付時間 8：30～17：15）

小規模多機能型居宅介護事業所 笹谷サポートセンター よりあい

電話 024-556-0555

- ・ 苦情受付担当 介護支援専門員
- ・ 苦情解決担当 管理者

②当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を申し出ることができます。

市町村名 福島市 電話 024-525-6587（介護保険課）

1.4. 地域との連携

- ① 地域との協力関係を築き、住み慣れた地域で安心した介護を提供できるように、地域住民や自治組織との連携及び交流を図り、地域に開かれた運営を行います。
- ② 小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービス提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価・要望・助言を受けるために運営推進会議を設置いたします。
(地域住民代表、民生委員、包括支援センター職員、事業所職員 1回/2か月 定期開催)

1.5. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

- ・第三者評価の実施：無
- ・情報公表の状況：介護サービス公表制度システムへ情報提供

1.6. 生協の概要

名称・法人種別 きらり健康生活協同組合
 代表者役職・氏名 理事長 木村 公
 本部所在地・電話番号 福島市野田町一丁目 15-12 TEL 024-531-6262
 定款の目的に定めた事業

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1. 須川診療所 | 14. すかわ指定居宅介護支援事業所 |
| 2. 上松川診療所 | 15. りんごの里指定居宅介護支援事業所 |
| 3. せのうえ健康クリニック | 16. にじのまち指定居宅介護支援事業所 |
| 4. とやのクリニック | 17. にじのまち通所リハビリ |
| 5. リハビリセンター 虹 | 18. せのうえ通所リハビリ |
| 6. 老人保健施設 にじのまち | 19. とやの通所リハビリ |
| 7. グループホーム なごみの家 | 20. 愛ホームケアにじのまち |
| 8. 訪問看護ステーション しみず | 21. 愛ホームケアすかわ |
| 9. 訪問看護ステーション しみずサテライト | 22. 清水東地域包括支援センター |
| 10. 訪問看護ステーション すかわ | 22. 中央西地域包括支援センター |
| 11. あおぞらホームヘルプサービス | |
| 12. あけぼのホームヘルプサービス | |

事業所・拠点等	診療所	4ヶ所
	通所リハビリテーション	3ヶ所
	通所介護事業所	1ヶ所
	訪問看護ステーション	3ヶ所
	ヘルパーステーション	2ヶ所
	老人保健施設	1ヶ所
	居宅介護支援事業所	3ヶ所
	グループホーム	1ヶ所
	地域包括支援センター	2ヶ所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2ヶ所
		<説明日>

小規模多機能型居宅介護サービスの利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者名> 小規模多機能型居宅介護事業所 笹谷サポートセンター よりあい
<住 所> 福島市笹谷字鍛冶屋敷17-1
<代表者名> 管 理 者 紺野 大輔

説明者 小規模多機能型居宅介護事業所 笹谷サポートセンター よりあい

私は、本書面により、事業者から小規模多機能型居宅介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者

<住 所>

<氏 名>

保証人

<住 所>

<氏 名>

続柄 ()

※押印は不要です。